

平成15年度 再評価実施事業（国庫補助事業）調査

事業所管部局		国土交通省 都市・地域整備局 街路課
計画事業名	都市計画道路の整備 世田谷町田線	事業担当局 建設局
事業採択年度	着手年度 昭和63年度	認可・承認等年度 昭和63年度
経過年数	16年	該当条項 再評価実施後5年間を経過
完了予定年度	平成20年度	関連事業名 多摩水道橋整備事業・登戸区画整理事業
事業の目的	<p>事業の目的 多核ネットワーク型の都市構造を支える本市都市軸幹線道路のうち、川崎市の北部を横断し、東京都狛江市と新百合ヶ丘新都心及び町田市を結ぶ主要幹線を整備し、道路交通の円滑化を図るとともに、環境に配慮した質の高い生活空間を形成する。</p>	<p>事業採択時の背景及び契機 本路線は、川崎市の北部を横断し、東京都の狛江市と町田市を結ぶ主要幹線道路であり、交通渋滞が激しく交通安全対策上からも早期整備が求められるとともに、関連する東京都の多摩水道橋工事とも整合を図るうえからも早急に整備する必要がある。</p>
	<p>事業内容 【万福寺】 区間 万福寺1丁目地内 延長 L=401m 幅員 W=20m（現況 11m） 着手年度 昭和63年度 【登戸陸橋】 区間 登戸新町～登戸 延長 L=820m 幅員 W=20～27m（現況 11m） 橋梁部 L=428m 橋脚=25基 着手年度 平成元年度 【片平】 区間 万福寺～片平 延長 L=1,322m 幅員 W=20m（現況 10m） 着手年度 平成12年度</p>	<p>事業採択（着工,未着工）から基準年を経過している主な理由 本路線沿道は、登戸陸橋区では神社・仏閣等があり、また万福寺・片平区では大小の店舗等が密集していることから、営業等の補償問題及び生活再建等により用地交渉に多大な時間を要したため。 また、片平区に関しては、本市を縦断する主要幹線である尻手黒川線の整備事業に合わせ、平成12年度より事業に着手し、現在鋭意用地取得を行っている。</p>
	<p>事業費規模（単位：百万円） 総事業費 約16,494（うち国庫支出金7,165） 執行金額 約10,136（H14末） 残事業費 約6,358</p>	<p>現状の課題 用地取得率（平成14年度末現在） 万福寺 43%、登戸陸橋 80%、片平 12% ・ 事業用地取得にあたり、代替地の選定等に苦慮しているが、事業の重要性を理解していただくことにより、引続き用地交渉を継続していく。 ・ 本路線に隣接している登戸区画整理事業、組合施行による万福寺土地区画整理事業及び尻手黒川線整備事業の進捗に合わせ整備の完了を目指す。</p>

再評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> 本路線は、川崎市の北部を横断し、川崎市の新都心に位置づけられている新百合ヶ丘駅周辺地区と東京都の狛江・町田を結ぶ広域的な放射・環状道路としての位置づけがあり、本市のラダー型交通体系を担う都市軸幹線道路である。また、東京と川崎を結ぶ多摩水道橋が平成13年3月26日より片側2車線にて供用を開始しており、東京都側都市計画道路喜多見登戸線（世田谷通り）の整備も完了していることから、車線が絞られる川崎市側で発生している渋滞を解消するため、登戸陸橋の整備が急務である。 近年の宅地開発等により、本市北部地域の人口は増加傾向にあり、それに伴い現道の混雑度が年々増加している。また、本路線沿道において、現在登戸・万福寺等において区画整理事業が進んでおり今後益々の人口増加が予想される。このため、当該路線を整備することにより、円滑なモビリティを確保した都市の再生が図れ、地域の活性化につながる。 本路線は緊急輸送道路にも指定されており、防災対策・危機管理上からも早期整備の必要性が求められている。さらに、本路線には、兵庫県南部地震以前に造られた橋梁があることから、緊急輸送道路としての機能を果たすためにも早期に整備する必要がある。 万福寺工区については、平成7年から平成11年まで続いていた地権者と国・県・市との間で争われていた時効取得に関する裁判の判決が下り、事業用地が確定したため、平成15年度用地を取得する予定であり、残地権者については、事業の重要性を理解していただくことにより引続き交渉を継続し早期完成を図る。 登戸工区については、長年補償問題で協力を得られていなかった神社用地について、理解が得られ平成15年6月用地取得の契約を行った。残地権者については土地収用法の適用も視野に入れ、引続き交渉を継続し早期完成を図る。 片平工区については、本市のラダー型交通体系を形成する縦幹線道路である尻手黒川線の整備事業に合わせ、平成12年度に事業着手し、平成13年度より用地買収を始めており、今後も用地取得を継続し早期完成を図る。
--------	---

対応方針	<p>対応方針案</p> <p>継続・継続（見直しの上）・中止</p> <p>対応方針案の考え方</p> <p>本路線は、本市の交通体系を構成する主要幹線道路となっていることから、道路ネットワークの形成上からも必要不可欠な路線であるとともに、緊急輸送路にも指定されており、防災対策・危機管理上からも重要な路線であるため、今後も住民ニーズを十分に把握するとともに、事業の重要性をさらにアピールし、関係地権者の理解を得られるよう一層努力し、事業の推進を図ることが必要である。</p>
------	--